

平成31年赤穂市教育委員会臨時会議事録

- 1 日 時 平成31年3月13日 午後4時
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 橋 本 捷一郎 |
| 委 員      | 池 坂 めぐみ |
| 委 員      | 志 水 矛   |
| 委 員      | 木 曾 文 人 |
- 4 委員以外の出席者
- |              |         |
|--------------|---------|
| 教 育 次 長      | 藤 本 浩 士 |
| 総 務 課 長      | 関 山 善 文 |
| こども育成課長      | 近 藤 雅 之 |
| 指 導 課 長      | 入 潮 賢 和 |
| スポーツ推進課長     | 米 口 俊 也 |
| 市民会館長兼中央公民館長 | 山 野 良 樹 |
| 図 書 館 長      | 高 田 郁 子 |
| 学校給食センター所長   | 溝 田 康 人 |
| 文化財担当課長      | 中 田 宗 伯 |
| 市史編さん担当課長    | 小 野 真 一 |
| 書 記          | 中 村 光 男 |
- 5 欠席者
- |         |         |
|---------|---------|
| 教 育 次 長 | 永 石 一 彦 |
| 生涯学習課長  | 高 見 直 樹 |
- 6 付議事項
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第8号議案 | 公立学校教職員人事異動について   |
| 第9号議案 | 平成31年度赤穂教育プランについて |
| その他   | 春季休業に係る生徒指導について   |

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 坂 めぐみ

署 名 人 木 曾 文 人

## 平成31年赤穂市教育委員会臨時会議事録

教育長

ただいまより、教育委員会臨時会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第8議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第9号議案よりその他の説明員の入室を許可することといたします。

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。池坂委員と木曾委員にお願いします。

また、平成31年第2回教育委員会議事録については、事務局で現在調整中のため、次回の第3回教育委員会で本日の議事録と併せて署名をお願いいたします。

続いて、本日の議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第8号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員  
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第8号議案は、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。第8号議案「公立学校教職員人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「公立学校教職員人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

原案承認

(説明員 入室)

教育長

審議を再開いたします。

次に、第9号議案「平成31年度赤穂市教育プランについて」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(平成31年度赤穂教育プランについて、議案3～6ページ及び資料「平成31年度赤穂教育プラン」に基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

一つは、一番左側の学校園所教育の充実というところで、パッと見た感じで学校園所教育と書いているから、小中学校が上で、幼稚園・保育所が下になるのかなと思ったのですが、考えたら、教育の一貫性という視点、或いは円滑な接続とかよく言われていますので、そういう意味で幼稚園・保育所が上にあって、小中が下にあっても構わないのではないかという気がしているのです。内容的にも、そういう円滑な接続とか系統性の重視ということを書いていますので、文章を見ていて違和感をおぼえました。しかも、今、幼児教育の重要性が非常に叫ばれております。ひっくり返してもいいのではないかと。私の意見です。また、検討していただければいいと思います。それが第1点です。それから2つ目は、小学校・中学校のところで、(1)で、今、課長が説明で言われたのですが、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の創造と説明をされましたが、まさしく、その「実現」を入れたらどうですか。先ほど、説明したときに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業のところに、深い学びの実現に向けたという言葉が言われたので。全くそうだと、私も思います。というのは、向けたというのは、何か弱い感じで、その方向性を追求するというのではなくて、新しい学習指導要領で、新しい学び、或いは新しい授業の在り方を示したもので、非常に重要な内容ですので、実現するという、課長の言われたそのままの言葉を入れてほしいなという風に思いました。それが2点目です。3つ目ですね。昨年も言ったのですが。(6)です。安全・防災教育というところがあるのですが、安全・防災という一つの教育の在り方が、この書き方だったら、あるわけですね。安全教育・防災教育であれば、安全・防災教育とちょっと違うところがあるという表現になるのですが、これだと一体になってしまうわけで、考えたら、兵庫の防災教育というのは、皆さんご存知のように、非常に特色ある防災教育になっていますね。阪神淡路大震災の中から、自助・共助なんかも出てきたのではないかと思います。公助以外に、自助、共助、或いは、ボランティアとかね。そういう人間としての在り方・生き方教育というのも、兵庫県の場合は、独特の防災教育としてあると思います。それは、きちんと防災教育としてさせたほうがいいのではないかというのが一つ。それから二つ目が、安全教育というのは、そういった自然災害に対する安全のほかに、いろんな安全があります。例えば、犯罪に対する被害防止というか、学校であれば部活動での事故もありますね。いろんな安全があるわけですけど。非常に大きな括りですね、安全教育というのは。もちろん、兵庫の防災教育は

安全教育に含まれるかもわかりませんが、しかし、先ほど申しましたように、兵庫の防災教育は非常に特色ある教育でありますので、安全教育・防災教育としたほうが、私にはいいように思います。それから、小学校・中学校については最後ですけど、(10)で、学校業務改善・教職員の勤務時間適正化の推進と書いていますけど、勤務時間の適正化の推進というと、弱い感じがしますね。単なる勤務時間の適正化ということになりますので、まさに時間の問題、或いは休憩の問題とか、そういうシステムの勤務時間の適正化という風に、弱い感じがするわけで。今、働き方改革の問題がクローズアップされていますので、勤務時間適正化の間に、勤務時間管理の適正化というと、これは校長をはじめ、きちんと適正化しないといけないということになりますので、勤務時間管理の適正化というように入れていただいたほうが、より積極的な姿勢が示せるのではないかと。小学校・中学校については、そういう意見を述べさせていただきました。ご検討をいただければと思います。

事務局

私の方からは、2点目・3点目・4点目のことにつきまして、お答えさせていただきます。まず、確かな学力の部分でございますが、委員のおっしゃったように、学びの実現に向けた授業改善、これは当然、そこに向けて行くのですが、敢えて、このところは実現という言葉は抜いております。当然、そこに向けて行くのですが、しっかりと向けてやっていくというところで、兵庫県の教育プランと赤穂教育プラン等々を照らし合わせながら、適切な言葉を選んでまいりました。というのは、極端な形に出ていないというようにしております。当然目立たせたいところは言葉で表現させていただいたところがございます。また3点目(6)の安全・防災教育の充実についてですが、安全・防災教育ここにつきまして、おっしゃるとおりでございます。安全教育、防災教育、二つございます。ですので、敢えて、安全教育・防災教育とせず、「・」で区切っております。また、4点目。(10)学校業務改善についてです。これは、おっしゃるとおり、全国的にも大きくニュースで取り上げられておりますとおり、教職員の超過勤務がかなり問題となっております。その中で、特に力を入れて推進しておりますが、これにつきまして、そもそも、委員さんもよくご存知のように、学校教員というものは何時から何時までですよと切れるものでもなく、本当に難しい問題でございます。ですので、敢えて管理的なことと、絶対、ここで終わらなければならないというところは、表に出しておりません。当然これは、推進はしております。これにつきまして、県の勤務

時間適正化対策プランに基づいて、表現もさせていただいております。赤穂市としましては、当然、強力には進めてまいりますが、学校事情、また時期的なこと等踏まえて、しっかりと前向きに取り組んでまいりたいということで、この形で表せていただいております。

事務局

第1点目の小学校・中学校と幼稚園・保育所の入れ替えについてですが、構成上の問題ということもありまして、入れ替えすることは容易だと思います。ただ、教育プランの冊子の方の構成を私、今、確認を取れてないのですが、その構成がどのようになっているのか、それに合わせるべきではないかと一つは思っておりますのと過去3年間、この形でやっておりますので、今から現場の校長先生や園所長にお配りする中で、混乱を避けるという部分もありますので、できればこの形のままで行かせていただければと思います。次回、教育プランを見直す、新たに作成するという、1年後、2年後にまた作り直しますので、その時にはまた検討させていただければと思います。

委員

質問じゃないのですが、感想です。31年度の赤穂教育プラン。私も項目について、去年の赤穂教育プランを見て、どういう風に今年は重点というか、各課が取り組んでいくか。前回の2月の教育委員会の時に、予算のことでいろいろと審議しましたが、どの課も来年度の予算をベースにして、施策をより具体化したのだと思うのですが。やはり、新規事業がいたら、目玉というわけではないのですが、きちっとここに挙げられているなど。ただ、学校園所、小中学校、去年と全く項目が一緒ですが、今、課長の説明を聞くと、項目は一緒でも中身では更に、具体化した取り組みが話されたので、小学校・中学校、或いは幼稚園・保育所については、それぞれの委員会の思いというものはまた、校長先生や園長先生にお話ししていただければと思いますし、他の課についても、それぞれの重点目標というものを常に頭に置いて、課長さんや他の職員も、これを頭に入れて取り組んでいただければと思います。

事務局

小中学校につきまして、(1)から(10)まで、敢えて変えておりません。これは検討しました。というのは、平成28年と比べていただいて、(1)から(10)まで全部変えております。大きく内容を変えております。これはやはり、新学習指導要領も出る、また、兵庫県教育プラン、また赤穂教育プランを基に、先を見据えた、新学習指導要領を入れて、(1)から(10)まで全て時間を掛けて見直しました。そして、29年度、提案させていただきましたので。要は、ころころ変える必要はなく、目指すところは一つで

すので。内容のところで変えていったということを出させていただきます。

委員

幼稚園・保育所について、(2)の教職員の資質向上、資質能力の向上と「能力」を入れたほうがいいのかどうか。これがちょっと気になりました。資質の向上ではなくて、実際は、現場では生かすのは能力だと思いますので、「能力」があったほうがいいのかというのの一つ。それから、二つ目はですね。(1)の生きる力という言葉。それから(3)の育ってほしい姿。生きる力と幼稚園の育ってほしい姿というのは同じものではないかと私は思います。この育ってほしい姿はまさしく、生きる力の具現化だと思うのです。生きる力というのは、知徳体ですから。シンプルに言ってしまえば。知徳体の具体的な姿が、具体的な実践の目標、姿が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿だと私は思っております。従って、(1)と(3)は同じような話があるのではないかとということで、できたらその辺のところを押さえながらであれば、(2)と(3)をひっくり返して、(3)を上を持ってきてもらうか。説明するときは、これは私の主観かもしれませんが、(1)の生きる力と(3)の育ってほしい姿と同じものだと。生きる力というのは、かなりシンボリックな言葉ですので、生きる力の具現化が(3)だと思っております。そういう風な書き方をしていただけたらなど。本当は(1)と(3)をセットにした言葉が欲しいのですが。せめて、(2)と(3)をひっくり返すということをお願いしたいと思っております。それで、3つ目はですね。(3)の明確化で終わってしまっているんで、ここに「明確化と実践」を入れてほしい。明確化するだけではいけないのであって、これを明確化して、そして、これを実践していくという、そういう言葉が要るのではないかと。以上3点です。

事務局

先ほど、委員さんから頂戴したご意見につきましては、指導主事とも相談致しまして、現場の先生とも話し合いをしまして、検討を進めたいと思います。また、(2)と(3)の入れ替えにつきましても、実際、幼稚園教育要領なり、保育指針に記されている言葉でありますとか、赤穂教育プランの中で、謳われている文言等の整理も含めまして、検討はさせていただきたいと思っております。

教育長

他にご発言がないようですので、第9号議案「平成31年度赤穂教育プランについて」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第9号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、その他「春季休業中に係る生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 春季休業中に係る生徒指導について、議案7ページから11ページに基づき説明を行った。 )

教育長  
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

全体的には、私はこれでいいと思います。一つ、気になるというか、必要ではないかという言葉は1点あるのですが、(8)の交通事故の防止で、○の2ですか。自転車安全利用五則を遵守すると共に「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。これに基づいて、各校園所で、それぞれ子供や生徒に分かるような文章を出すと思うのですが、自転車運転者講習制度というのは、3年以内に違反事故を合わせて2回以上したら3カ月以内に講習を受けなさい、それを受けなければ罰金だとか、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例。これは兵庫県の分で、大きく4つほどありましたけど、自転車事故に備えた保険等に加入しなさい。どちらかという、大人向けなので、園児や小学生・中学生には周知する必要もないというか。ただ、兵庫県の条例で、交通ルールを守りなさいとか、夜間に自転車に乗るときには点灯しなさいよとか、よく自転車の点検整備をしなさいとか、書かれているのですが。この春休みは、子供たちの気が緩むと同時に、幼稚園の子は小学校に入る、或いは小学校6年生は中学校に入る、不安な気持ちがあるのと大勢の人の気分が緩んでいるのとで交通事故も増えてくるのですが。そういう意味では、具体的に、ちょうど11月の教育委員会にあった、冬休みの生活指導についての通達があった時に、具体的に自転車に乗る時はヘルメットを着用するよう指導するとか、簡単なことを一つ徹底させるとか。それと、新学期に入って、新1年生、或いは小学校中学校もそうなのですが、通学路も変わってきます。通学路が初めてなので、冬休みの時に書いてあった「通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ、関係機関に連絡すると共に、子供たちへの指導を徹底する」。通学路の点検をやはり春休みにやっておけば、新学期が始まった時に、いいスタートが切れるのではないかと思いますので、条例とか講習制度よりも具体的な何か一つ、ヘルメットを書くか、夜出かけるときは点灯しなさいよとか、あまり夜に出てほしくないのですが。特にヘルメットの着用くらいでいいのではない



いかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

ご指摘ありがとうございます。そのとおりだと感じています。その中で、安全五則であったり、自転車講習制度であったり、ありますが、学年とか発達段階に応じてやっております。よく学校として使用するのが、五則のレリーフ等ございまして、説明を分かりやすくやっております。それを全て書くと多くなるので、五則と書かせていただいたり、講習制度というのもあると知らせたり、かなり守るというところに繋がる。そして、社会の制度だよとそういうのがあるのだと知る。そして、自転車の保険のこともおっしゃっていただきましたが、実はこれは、保護者にも配っております。ですので、子供だけでお話をするのではなく、文章として、こういうところから学年に応じて、学校の事情に応じて、抜粋をして書いていくということになりますので。そういう意味で、こういう形で書かせております。また、通学路の点検につきましては、実は3学期には別途、育成センターの方から各学校へ、110番の家を必ず子供たちが訪問したり、通学路を自分たちで回りながら、ここも危ないなと点検したりしますので。6年生の子が連れて行くともありますので。そういう形で、別途行っております。

委員

先ほどの自転車のことでお聞きしているのですが、被害者になるだけでなく、スマートフォンとか音楽を聴きながら運転していて、中学生であっても、小学生であっても、加害者になることが多く、その場合はご父兄も一緒に、今は罪に問われるということがありますので、加害者にもならないような指導をしていただけたらなと思いました。

事務局

ありがとうございます。まさに、その通りでございます。実は、この安全五則の中にあるのです。スマートフォンをしたら、だめですよという例も入っております。こんな事故になりますよと実は入っております。そのような指導も含めて、させていただいております。

教育長

他にご発言がないようですので、「春季休業中に係る生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(平成31年第3回定例教育委員会を平成31年3月29日金曜日午後4時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして臨時教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後5時7分閉会)